

中央公民館 壁面広告（有料）

～掲示者募集～



社会教育活動団体や事業者等の広告を中央公民館に掲出してみませんか？
中央公民館北側出入り口に広告スペース（B2サイズ・515×728ミリ）
を設けました。1か月2,000円です。ぜひ活用してください！

■ 応募資格

市内で活動（営業）する者

（但し、長岡京市広告掲載基準第2条の規定により、応募できない業種・事業者もあります。）

応募が重複した場合は、社会教育団体、公共団体、公的企業、事業所等の順に優先します。

詳細は裏面の「募集要項」
をご覧ください。

■ 掲示可能な広告

広告内容は、原則自由で期間中の張り替えも可能です。但し、長岡京市広告掲載取扱要綱第4条の規定により、掲示できないものもあります。

■ 掲示期間

中央公民館長が指定する日から1か月間単位で最長12か月間

■ 広告掲示料

B2サイズ（515×728ミリ）で1か月2,000円

■ 応募方法

「申込書」に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、中央公民館窓口まで
申込は年度ごとに必要です。

提出先（問い合わせ先）

長岡京市立中央公民館

TEL：075-951-1278

FAX：075-955-4774

Email：kouminkan@city.nagaokakyo.lg.jp

壁面広告（有料）募集要項

1 目的

社会教育団体や事業者等の広報及び広告の機会を拡大することを目的とします。

2 事業概要

中央公民館北側出入り口の壁面に有料広告スペース（B2サイズ・1か月2,000円）を設け、広報及び広告を募ります。

3 応募資格

市内で活動（営業）する個人・法人・任意団体とします。但し、長岡京市広告掲載基準第2条の規定により、応募できない業種・事業者（風俗営業・貸金業・ギャンブルに関する業種・身元調査会社・他）があります。

また、以下のいずれかに該当する個人・法人・任意団体（以下「禁止事業者」という。）は応募することができません。

- ① 公序良俗に違反する者
- ② 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

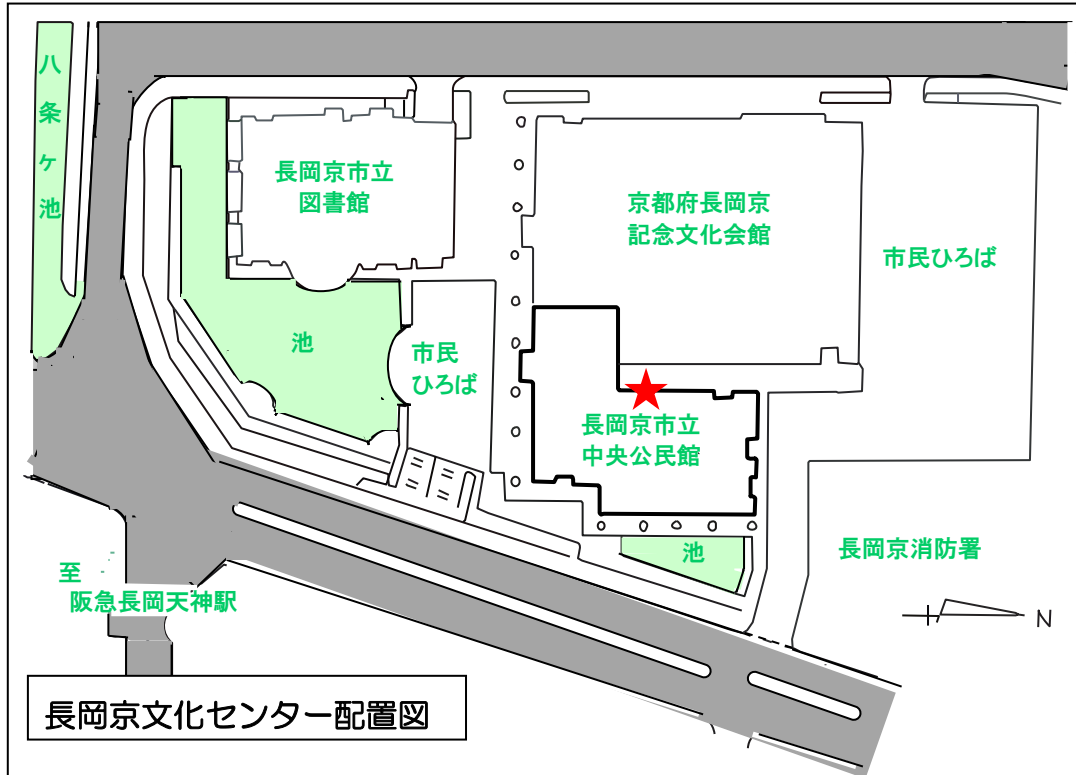
なお、応募後、確認作業のため、関係機関等に身分の照会を依頼する場合があります。

4 掲示可能な広告

広告内容は原則自由で、期間中の張り替えも可能です。但し、長岡京市広告掲載取扱要綱第4条の規定により掲示できない内容（公序良俗に違反するもの・人権侵害のおそれがあるもの・選挙、政治、宗教に関わるもの・意見広告・個人の名刺・他）もあります。

5 掲示場所

以下の配置図の★印の壁面（指定場所）



【イメージ写真】



6 掲示可能枠

4 枠（B2 サイズ・515×728 ミリ・縦又は横）

7 広告掲示料

1 枠につき 1 か月 2,000 円（掲示開始時に掲示期間分徴収します。）

8 掲示期間

中央公民館長が指定する日から 1 か月間単位で最長 12 か月

→裏面へつづく

9 掲示に係る留意事項

- ① 掲示は、各自で、通行人等の安全に十分に配慮して行ってください。
- ② 掲示内容についての問い合わせは、掲示者が迅速に対応してください。
- ③ 掲示物の破損、紛失等について、施設管理者は一切責任を負いません。
- ④ 施設管理者の運営方針に反する行為、虚偽の申込をした場合、連絡なく掲示の取りやめをした場合等、それ以降の掲示予定を取り消すことがあります。

10 応募方法及び提出先（問い合わせ先）

「申込書」（指定様式あり）に必要な事項を記入の上、必要な添付書類（掲示物の写真）を添えて、中央公民館の窓口までご提出ください。書類の確認をしますので、原則として持参して下さい。

様式は、市内公共施設に配架しています。長岡京市ホームページからダウンロードも可能です。

提出先（問い合わせ先）：

長岡京市立中央公民館

〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1

TEL：075-951-1278 FAX：075-955-4774

※受付時間は、9時～17時15分です。

11 選考方法

書類提出後に中央公民館にて審査を行います。

応募が重複した場合は、社会教育団体、公共団体、公的企業、事業所等の順に優先し、中央公民館で決定します。

掲示が決定した場合は、掲示決定通知書を送付し、掲示日を提示します。また、公有財産使用許可申請をしていただく必要があります。（指定様式文書に必要な事項記入の上、申込書と併せてご提出ください。）

12 その他

申込する上でご不明なことなどがあれば、お気軽にお問い合わせ・ご相談ください。